

食安輸発0603第1号  
平成27年6月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(コロンビア産生鮮コーヒー豆のクロルピリホス、中国産わけぎのジフェノコナゾール、さといも(タロイモ)のクロルピリホス及びタコのフラゾリドン並びに米国産ブルーベリーのブプロフェジン)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成27年6月1日付け食安輸発0601第2号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、コロンビア産生鮮コーヒー豆において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、同通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2及び別表第3から中国産わけぎのジフェノコナゾールの項を削除し、同通知の別表第3から中国産さといも(タロイモ)のクロルピリホスの項及びタコのフラゾリドンの項並びに米国産ブルーベリーのブプロフェジンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者 及び包装者
平成27年6月3日	コロンビア	生鮮コーヒー豆	残留農薬(クロルピリホス)	EXPORTADORA DE CAFE ISABELITA SAS